

社会福祉法人玉川村社会福祉協議会役員等 の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉川村社会福祉協議会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等が会長の招集に応じて会議等に出席したとき又は研修等のために出張したときは、報酬として日額 5,000 円を支給する。ただし、1 日の勤務が 4 時間に満たない場合は、日額の 2 分の 1 の額とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務や研修等のため村外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、旅費規程によるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、評議員会において定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条第 2 項ただし書きの追加）

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。（研修等出張の報酬）

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。